破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２８９８号
福岡市南区平和２丁目８番27―101号
破産者　東　　匠
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１５５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈111番地１　スルス門松駅前602号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲428―１―202号
破産者　井上　四郎
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２号
宮城県加美郡加美町宮崎字二ツ石畑26番地
破産者　早坂　和子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
福島県福島市飯坂町湯野字橋本８―１　大宮アパート２号、住民票上の住所宮城県大崎市鳴子温泉字黒崎44番地１
破産者　湯山　定治
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
宮城県大崎市鳴子温泉字黒崎44番地１
破産者　湯山きみ子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
仙台市青葉区宮町５丁目９番３―108号、申立時の住所宮城県大崎市鳴子温泉字原25番地
破産者　鈴木　勝義
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第６９９号
奈良県天理市岸田町442番地
破産者　西　　孝悦
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８３号
奈良県山辺郡山添村大字西波多3799番地
破産者　福井　英樹
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７４号
福岡県宗像市曲1603番地
破産者　高村　浩二
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９６４号
仙台市青葉区川平２丁目15番３号
破産者　千葉　正盛
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２７号
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55　セザール松島管理人室
破産者　伊藤　昭雄
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
宮城県宮城郡松島町高城字三居山一54番地の55　セザール松島管理人室
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６５号
宮城県気仙沼市舘山１丁目１番57号、申立時の住所宮城県気仙沼市舘山１丁目６番119号
破産者　菊田　耕市
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第７３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前19番地２、前住所宮城県登米市迫町佐沼字内町17番地５
破産者　髙橋　　章
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目109番地
破産者　鍔田　庄造
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６８１号
新潟県新潟市東区海老ケ瀬1082番地１、前住所新潟県新潟市東区大形本町２丁目３番29号６
破産者　渡邉　敬子
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
新潟市西区立仏84番地、前住所新潟市南区鷲ノ木新田6782番地27
破産者　杉井　明実
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８３号
新潟県柏崎市桜木町２番22号
破産者　長谷川泰司
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係